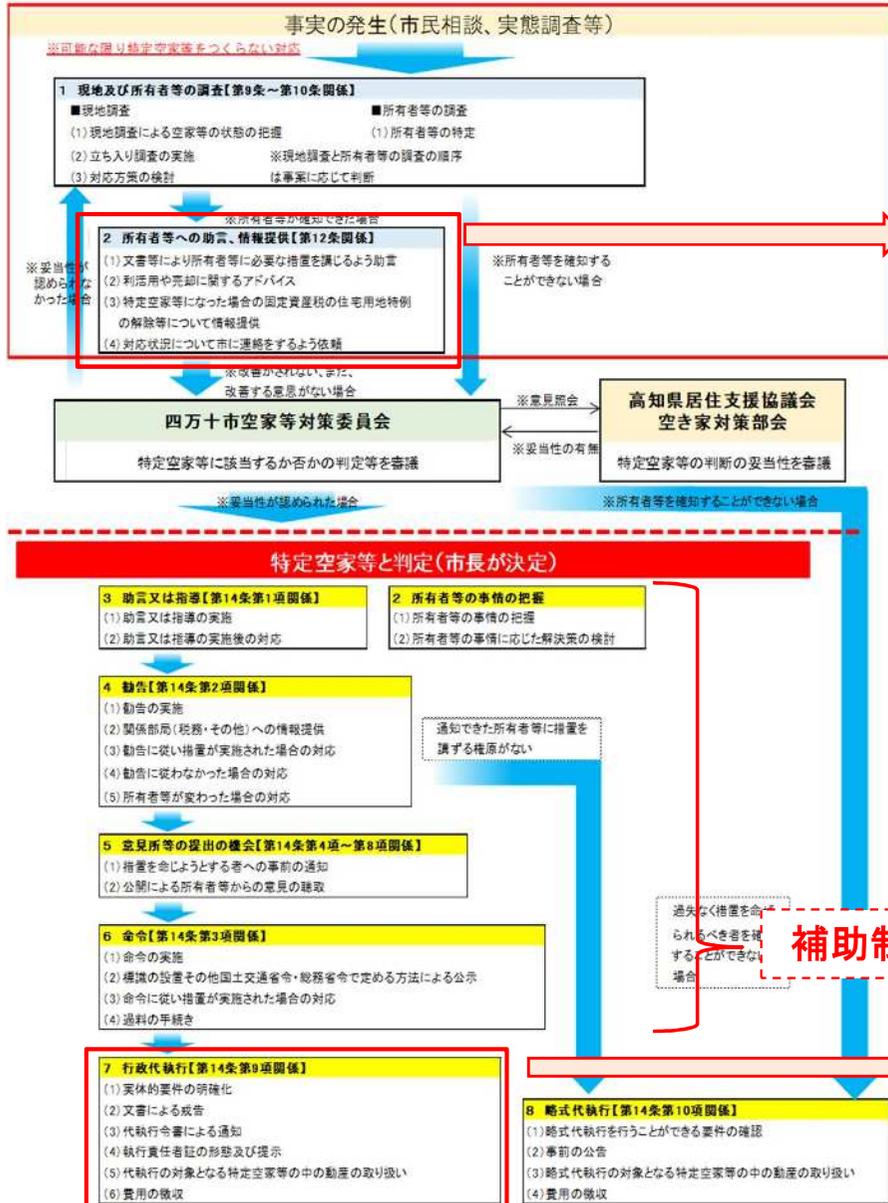


# 特定空家等に対する対策方針について

## 【課題】

倒壊等著しく保安上危険となる空き家について、法の趣旨にのっとり、実効性のある対策を講じる必要がある。



**【問題点】**  
**●助言、情報共有**  
 改善（危険性が高い）が必要な物件であるにもかかわらず、所有者へ助言をするだけでは解決に結びつかない。

**【解決の方針】**  
 ①これまでの助言に加えて、所有者の自主的な解決を促すため、**補助制度などの支援策を用意**する。  
 ②実効性のある対策を講じるため、①で立ち行かない場合には、**遅滞なく勧告、命令、行政代執行等の法的措置を講じる**。  
 ⇒遅滞なく実効性のある対策を講じることで、市の空き家対策を着実に推進する。

**補助制度などの支援策を講じる**

**●行政代執行**  
 空き家等対策特別措置法に基づき、遅滞なく法的措置を講じる。